

徳島県教育委員会規則第十二号

徳島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例
の
施行に関する規則を次のように定める。

平成十八年十二月二十八日

徳島県教育委員会

委員長 柿内 慎市

の
徳島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例
施行に関する規則

(趣旨)

第一条 民間事業者等が、徳島県教育委員会の所管する条例等に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、徳島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十八年徳島県条例第七十九号。以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(条例第三条第一項の規則で定める保存)

第三条 条例第三条第一項の規則で定める保存は、別表の上欄に掲げる条例等の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存とする。

(電磁的記録による保存)

第四条 民間事業者等が、条例第三条第一項の規定に基づき、別表の上欄に掲げる条例等の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるための措置を講じなければならない。

附則

この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

別表

条例等	規定
徳島県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和六十一年徳島県教育委員会規則第七号）	第八条
徳島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成六年徳島県教育委員会規則第九号）	第十二条